

施工体制台帳の様式が変わります

平成24年5月1日付けで、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）の一部改正が行われ、同年11月1日から施行されます。これにより、施工体制台帳の記載事項に、健康保険等の加入状況を追加することとなりました。また、これにあわせて熊本市の施工体制台帳の様式を変更します。

平成24年11月1日以降に熊本市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。）と締結する請負契約に係る建設工事においては、別添の様式に沿ったものを提出してください。

《お問い合わせ》 熊本市 総務局 契約検査総室

工事契約班 TEL 096-328-2442 検査班 TEL 096-328-2454